

# 傍聴

# ジョニ

正田教諭は生徒たちから、親しみを込めて  
ジョニと呼ばれていました。

## 第2回目の証人尋問です。 「教育」への「裏切り」が暴かれます。

第11回公判 2009年6月22日(月)午前10時～午後4時  
東京地裁 527号法廷

証人尋問を受けるのは 元小平市第5中学校 校長、教頭、元東京都教育委員会管理主事の3人  
正田教諭に対し、陰湿な攻撃をし続け、虚偽報告を行った管理職、そして「研修」その他を悪用して  
不当な処分へと誘導した管理職です。後半後、報告会を全教会館(エデュカ)地下会議室Bで午後6～8時に行い  
ます。 [地下鉄有楽町線麴町駅から徒歩2分]

ひきだ

## 正田教諭分限免職取消訴訟

**経過** 東京都小平市で公立中学の理科の教師をしていた正田哲也教諭は、2004年2月末、突然、教員として「不適格」という理由で「分限免職」されました。新しく赴任してきた校長のもとで学校運営が強引に変質させられ、次々と教員が攻撃されて他校へ異動させられた末、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で、正田教諭は教育現場から引き離され、研修措置を受けている途中で、「分限免職」という異例の「解雇処分」を受けました。東京都人事委員会への処分取消しの申し立ては2007年1月に棄却されたため、2007年7月に東京地方裁判所に提訴し、処分の不当性を訴えてきました。その中で、処分理由の虚偽性、「教育」に対する理解の欠落、「体罰」を真に克服しようとする意志の欠如など、被告、東京都側の、教育に対する無責任で稚拙な認識、結論先行・根拠薄弱な処分過程の不正でずさんな実態が明らかになってきました。

**“何故自分はこのような不当な処分を受けることになったのか？”**

正田教諭はこの裁判闘争を通じて改めて自分の教育実践の意味をとらえかえています。

理科教育では、互いの考えを尊重しあう柔軟な発想から科学的思考力が育つと考えてきた。  
性教育では、自他の性を尊重する中で、自己の意思決定・自己表現をし、  
性に関するよりよい人間関係を作っていくことを大事にしてきた。  
「音楽」「演劇」「スポーツ」「生徒会活動」...多様な教育活動を進めることで、  
自己表現にはいろいろな方法があることを伝えたいと思っていた。

そして、この自己決定・自己主張できる人間を育成する教育が攻撃されたのではなかったかと...

## 是非、傍聴をお願いします！

真実が明らかにされるように、

見守ってください！！

問い合わせは「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」(ジョニの会)事務局まで

e-Mail [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>



# ジョニーを教室に 取り戻そう!!

中学生日記の先生を  
クビにしないで!!

「中学生日記」(NHK テレビ)でエイズ授業に取り組んだ南先生のモデルは  
足田先生です。

「ホラ太陽を見てごらん、半年前、この地球はあのちょうど反対側にいたんだ。僕たちは半年前にはそこにいた。すごいよね。そしてまた、半年かけて僕たちも地球と一緒に太陽の反対側まで旅をするんだ。」(足田先生の理科の授業から)

楽しい理科の授業、生徒の気持ちに心を砕いた生活指導、行事指導。そんな、ジョニーこと足田先生を生徒たちは大好きだった。隣の学校の生徒まで足田先生に教わりたいと羨ましがった。先生仲間からも信頼され、教師の仕事を24年も続けてきた

そんなジョニーがなんでクビにならなきゃいけないの? 教室に戻してよ。

…でも願っているだけでは戻ってこない。取り戻さなくては…!!

今、東京の学校では、新卒教員の自殺、病気、熟練中堅教員の希望喪失による早期退職が増え、講師や嘱託教員では補いきれないほど先生が足りません。

一方で子どもたちの学力が落ちているという。

また文科省は理科教育に力を入れるという。

学力テストなどよりも本当に大事なことは、生徒と過ごすことが大好きで、どんな子の相談相手にもなってくれて、そして生徒に本当の学力を育むため、日々情熱を燃やしている先生たちがたくさんいることではないでしょうか。 **それなら足田先生をクビにしてはいけません。**

子どもたちにとってなくてはならない先生です。

理科教育・生活指導・学校行事・部活指導・性教育・教育相談…たくさんのポケットを持っていて、あとから続く教員たちの指導者としても得がたい先生です。

校長先生、こういう教師は邪魔ですか?

足田先生が  
不適格?  
それは筋違い  
です!

足田先生は、教員として“不適格”という理由で  
2004年2月に解雇されました(「その職に必要な適格性を欠く場合」地方公務員法第28条)。しかしこれは、むやみに  
公務員を免職してはいけないとする地方公務員法第27条  
第2項に反しています。「分限免職」制度の悪用です。

## 足田教諭分限免職取消訴訟に

## みなさんの力を貸してください。

問い合わせ先 足田教諭分限免職取消訴訟支援の会 eメ - ル [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)

ホ - ム ペ - ジ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>